

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
株式会社ドクターシーラボ
代表取締役社長 石 原 智 美

第15回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第15回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
- 第15期（平成24年8月1日から平成25年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第15期（平成24年8月1日から平成25年7月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当につきましては、1株につき8,000円と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。変更内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

変 更 前	変 更 後
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>982,400株</u>とする。</p> <p>第7条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>98,240,000株</u>とする。</p> <p>第7条 (現行どおり) (<u>単元株式数</u>)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新設)</p> <p>第8条 ～ 第45条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第10条 ～ 第47条 附則</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>第6条の変更並びに第8条、第9条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げは、平成26年2月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に石原智美、城野親徳、神戸 聡、小杉裕之の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

配当金のお支払いについて

第15期期末配当金は、次のいずれかの方法によりお支払いいたします。

◎配当金領収証によりお受け取りの方

同封の「第15期期末配当金領収証」により、払渡しの期間内（平成25年10月23日から平成25年11月29日まで）に、最寄りのゆうちょ銀行全国本店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取りください。

また、「配当金計算書」を同封しておりますので、ご確認ください。

◎銀行振込みをご指定の方

銀行振込みをご指定の方は、「第15期期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」を同封しておりますので、ご確認ください。

『復興特別所得税』に関するご案内

配当金に関する税制は、「復興財源確保法」（略称）の施行により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受け取りいただく配当金につきましては、その所得税額に2.1%を乗じた額が復興特別所得税として追加課税されます。また、平成25年12月31日をもって証券税制における軽減税率の適用終了が予定されております。

【個人株主さまへの配当金に対する源泉徴収税率】

	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日から
所得税	7%	15% (※)	15%
復興特別 所得税	<u>0.147%</u>	<u>0.315%</u>	—
住民税	3%	5% (※)	5%
合計	10.147%	20.315%	20%

(※)平成25年12月31日をもって証券税制における軽減税率の適用終了が予定されております。

◎本ご案内は、上場株式等の配当等に係る復興特別所得税について、一般的な情報をご提供するために作成されたものであり、本ご案内の内容が当てはまらない場合もございます。詳細につきましては、最寄りの税務署、税理士等にお問合せください。